

# 遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み

遺伝子組換え農作物に関しては、

- ① 食品としての安全性は「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
- ② 飼料としての安全性は「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
- ③ 生物多様性への影響は「カルタヘナ法」

に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全てについて問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される仕組みとなっている。

（隔離ほ場における使用や観賞用の花きなど食品、飼料として使用しない場合は、③のみ。）

食品としての安全性  
(食品衛生法・食品安全基本法)

安全性審査の申請

消費者庁

評価依頼

食品安全委員会

- ・食品としての安全性についてのリスク評価
- ・パブリックコメント

評価結果

消費者庁

食品としての安全性審査の経た旨の公表(告示)

飼料としての安全性  
(飼料安全法・食品安全基本法)

安全性確認の申請

農林水産省

諮問

評価依頼

農業資材審議会

- ・家畜に対する安全性についてのリスク評価

食品安全委員会

- ・畜産物としての安全性についてのリスク評価

答申

評価結果

農林水産省

パブリックコメント

飼料としての安全性を確認した旨の公表(告示)

生物多様性への影響  
(カルタヘナ法)

隔離ほ場試験のための承認申請

農林水産省・環境省

意見聴取

生物多様性影響評価検討会

生物多様性への影響  
についてのリスク評価

意見提出

農林水産省・環境省

パブリックコメント

承認をした旨の公表(告示)

一般的な使用のための承認申請

(食用・飼料用としての  
輸入、流通、栽培等)

隔離ほ場試験の承認申請と同様の仕組み

(食品や飼料の安全性についての確認との整合性を考慮  
(カルタヘナ法に基づく基本的事項で規定))

問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される